

○ 労働委員会

・内閣提出法律案（六件）

番号	件		名		院議先	月 提出日	参 議院	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考	
	79	59	58	33※	32※										
時措置法案	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案	職業能力開発促進法の一部を改正する法律案	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案	労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部を改正する法律案	労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案	衆	四、二四	三、一〇	四、一九	四、二七	四、二七	四、一〇	四、一九	四、一九	
衆	ク	参	ク	ク	ク	衆	四、一四	三、一九	四、一八	四、一七	四、一七	四、一八	四、一八	四、一八	四、一八
三、二四	三、七	三、七	二、一八	二、一八	二、一八	三、二四	六、一八	六、一七	五、一九	五、一九	五、一九	五、一九	五、一九	五、一九	五、一九
(予)	三、七	三、七	(予)	(予)	(予)	(予)	可	可	可	可	可	可	可	可	可
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	六、一八	六、一九	四、二三	四、二四	四、二四	四、二四	四、二四	四、二四	四、二四
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	六、一九	六、一九	四、二六	四、二七	四、二七	四、二七	四、二七	四、二七	四、二七
四、一〇	(予) 三、七	(予) 三、七	二、一八	二、一八	二、一八	二、一八	四、一〇	五、二〇	五、一九	五、一九	五、一九	五、一九	五、一九	五、一九	五、一九
修 正	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	五、二〇	五、二一	五、二三	五、二七	五、二七	五、二七	五、二七	五、二七	五、二七
修 正	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	五、二二	五、二六	五、二六	五、二八	五、二八	五、二八	五、二八	五、二八	五、二八

（注）※は予算関係法律案

労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）

要旨

本法律案は、最近における労働保険特別会計雇用勘定の收支の状況等にかんがみ、雇用保険率及び求職者給付に要する費用に係る国庫負担の割合を当分の間引き下げるほか、失業給付について所要の改善を行う等の措置を講ずるものである。なお、衆議院において、雇用保険事業の在り方の検討について所要の修正がなされている。

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正
平成五年度以後当分の間にについて、雇用保険率を千分の三引き下げることとすること。
- 二、雇用保険法の一部改正

1 失業給付の改善

- (1) 定年後における継続雇用の促進に資するため、定年時の賃金と比べて継続雇用終了時の賃金が低い場合には、労働大臣が定める方法により定年時の賃金を基に基本手当日額を算定することができるよう賃金日額の計算の特例について規定の整備を行うこと。

三、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行するものとすること。ただし、二の1(2)を除く。については平成四年十月一日から、一については平成五年四月一日から施行するものとすること。

2 現在賃金水準が二十パーセントを超えて変動した場合に基本手当日額表を改定することとされているが、最近における賃金水準の変動に十分対応することができるようにするため、賃金水準が十パーセントを超えて変動すれば基本手当日額表を改定すること。

3 以上のほか、基本手当の減額に係る内職収入控除額について、前回の改正後の賃金水準の変動を考慮して引き上げる等の措置を講ずるとともに、高年齢者等所定給付日数の多い受給資格者の再就職の一層の促進を図るため、再就職手当の支給要件の改善を行うこと。

2 国庫負担に関する暫定措置

求職者給付に要する費用に係る国庫の負担額について、平成四年度については、現在国庫が負担することとされている額の十分の九、平成五年度以後当分の間については、現在国庫が負担することとされている額の十分の八に相当する額とすること。

2 政府は、この法律の施行後、今後の雇用動向等を勘案しつつ、雇用保険事業における諸給付の在り方、費用負担の在り方等について総合的に検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講ずること（衆議院修正による追加）。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、最近における雇用保険の収支状況等にかんがみ、雇用保険率及び失業給付に係る国庫負担率を当分の間引き下げるほか、失業給付について所要の改善等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、国庫負担率の引き下げ、育児休業等における所得保証制度の導入、失業給付及び三事業のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中理事より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決に結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。

労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部を改正する法律案（閣法第三二号）

要旨

本法律案は、最近における経済社会情勢の変化及び労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の一層の確保を図るため、建設業における労働災害を防止するための措置を充実強化するとともに、作業環境、作業方法等が適切に管理された快適な職場環境の形成の促進を図る等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、中小規模建設現場における安全衛生管理体制の充実を図るために、建設現場における安全衛生管理を指導する店社安全衛生管理者を建設会社の支店、営業所等に設置すること。
- 二、建設機械等を用いる作業についての安全確保措置を充実するなど、元方事業者等による安全確保対策を強化すること。
- 三、都道府県労働基準局長は、工事等のうち高度な技術的検討を要するものについて、計画段階で審査を行い、必要に応じて事

業者に対して勧告等を行うことができるようになります。

四、労働災害の再発防止のため、労働災害防止業務及び就業制限業務に従事する者に対する講習制度を設けること。

五、事業者が快適な職場環境の形成に取り組む際の指針を、労働大臣が公表するとともに、国が、事業者に対し金融上の措置等必要な援助に努めること。

六、中央労働災害防止協会に、快適な職場環境の形成に取り組む事業者等に対する情報提供、助言等の業務を行わせること。

七、民間検査機関において、特定機械等の製造時等の検査を行うことができるようになります。

八、この法律は、平成四年十月一日から施行すること。ただし、五、六については、平成四年七月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、最近における経済社会情勢の変化及び労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の一層の確保を図るため、第一に、建設会社の支店、営業所等に店舗安全衛生管理者を置き中小規模の建設現場における安全衛生管理体制を充実すること、第二に、建設機械等を用いる作業についての安全確保措

置を充実するなど元方事業者等による安全確保対策を充実すること、また第三に、事業者が快適な職場環境の形成に取り組む際の指針を労働大臣が公表するとともに、国が事業者に対し金融上の措置等必要な援助措置等を講ずること等であります。

委員会におきましては、建設業における元方事業者の安全衛生確保措置の充実強化策、店舗安全衛生管理者等の選任基準のあり方、いわゆる過労死問題への対応、快適な職場環境の形成の促進策、健康保持増進対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合及び参院クラブ各派共同提案に係る附帯決議を全会一致をもつて行いました。

以上、御報告申し上げます。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案（閣法第三三号）

要旨

本法律案は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴う介護業務に係る労働力への需要の増大に対処するため、また、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等を進めるることにより福祉の増進を図るために、労働大臣による介護雇用管理改善等計画の策定、事業主に対する助成及び援助、介護労働安定センターの指定、雇用促進事業団による借り入れ資金の債務保証等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、介護雇用管理改善等計画

1 労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図るために、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関し重要な事項を定めた介護雇用管理改善等計画を策定すること。

2 労働大臣は、計画の円滑な実施に必要があると認めるときは、事業主、職業紹介事業者等の関係者に対し、介護労働者の雇用管理の改善、介護労働者の能力の開発及び向上等の介護労働者の福祉の増進に関する事項について必要な要請がでること。

二、事業主の作成する改善計画

1 政令で定める事業を行う事業主は、その雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために実施する労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の充実等の雇用管理の改善に関する措置についての改善計画を作成し、都道府県知事に提出して、

その改善計画が適当である旨の認定を受けることができるこ
と。

2 政府は、認定計画に係る改善措置の実施を促進するため、当該認定計画に基づきその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、雇用保険法の雇用福祉事業として、必要な助成及び援助を行うこと。

3、労働大臣は、介護業務の遂行に必要な労働者の能力の開発及び向上を図るために、必要な職業訓練の効果的な実施について特別の配慮をすること。

4、労働大臣は、介護労働者になろうとする者がその有する能力に適合する職業に就く機会を与えるため、及び介護業務に係る労働力の充足を図るために、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるように努めること。

5、労働大臣は、介護労働者の福祉の増進のための総合的支援機関として、以下の業務を行う介護労働安定センターを指定できること。

1 介護労働者の雇用及び福祉に関する情報及び資料の総合的な収集並びに事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対する提供

2 職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者（介護に従事する家政婦）に対する負傷・疾病等に関する援助、

その他職業生活の安定を図るために必要な援助

3 雇用福祉事業関係業務（給付金の支給、介護に従事する家政婦等に対する研修等）

- 4 その他介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業務
六、雇用促進事業団は、介護労働者の福祉の増進を図るため、以下 の業務を行うこと。

1 政令で定める事業を行う事業主がその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために設備の設置等を行う場合及び職業紹介事業者又はその団体が介護労働者又は介護労働者になろうとする求職者の福祉の増進を図るために施設の設置等を行う場合の必要な資金の借入れに係る債務の保証

2 介護労働安定センターに対する、五の2の家政婦に対する援助業務に関する必要な助成

- 3 その他右に附帯する業務及び介護労働者の福祉を増進するため必要な業務であつて政令で定めるもの
七、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、我が国の急速な高齢化に伴う介護労働力への需要の増大に対処するため、また、介護労働者の福祉の増進を図るため、介護雇用管理改善等計画の策定、事業主等に対する助成及び援助、介護労働安定センターの指定等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、我が国における高齢化の見通しと高齢者対策のあり方、介護労働者の雇用管理の改善、家政婦等の就業条件の改善及び社会的地位の向上、介護労働力確保対策における関係行政間の連携等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し各会派共同提案による附帯決議を全会一致をもつて行いました。

以上、御報告申し上げます。

職業能力開発促進法の一部を改正する法律案（閣法第五八号）

要旨

本法律案は、最近における経済社会情勢の変化に対応し、労働者の職業能力の開発及び向上を促進するため、公共職業訓練の訓練過程を再編し、多様で高度な職業訓練の実施を図るとともに、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定に関する援助の充実を図る等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次の一おりである。

一、事業主等が行う職業能力開発促進の措置

- 1 事業主が行う職業訓練について、「養成訓練」、「向上訓練」及び「能力再開発訓練」の例示を削除すること。
- 2 事業主がその雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向上を促進する場合に講ずる措置として、職業能力検定を受けさせること、又は労働者が自ら職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な援助を行うことを追加すること。
- 3 国及び都道府県による職業能力開発促進の措置
- 4 国及び都道府県は、労働者に対して、情報及び資料の提供その他の援助を行うように努めなければならないことを明確にすること。

2 国が事業主等に対して、職業能力検定に関する助成等を行うことができるることを明確にすること。

3 国による調査研究、情報の収集整理及びそれらの提供について、職業能力検定をその対象とすることを明確にすること。

4 国は、職業に必要な技能について事業主その他国民一般の理解を高めるために必要な広報その他の啓発活動等を行うこと。

三、国及び都道府県等による職業訓練の実施等

- 1 公共職業訓練の区分を、養成訓練、向上訓練及び能力再開発訓練の三区分から普通職業訓練及び高度職業訓練並びに当該訓練課程の期間の長さの区分に改めること。
- 2 公共職業訓練施設を公共職業能力開発施設に改めるとともに、職業訓練校については職業能力開発校に改める等施設の名称をそれぞれ改めること。
- 3 職業訓練のうち主として知識の習得のためのもので労働省令で定めるものについては、公共職業能力開発施設以外の施設においても適切と認められる方法により行うことができるること。
- 4 公共職業能力開発施設は、事業主、労働者その他の関係者に対し、情報及び資料の提供その他の必要な援助を行うよう

努めなければならないこと。

四、職業訓練指導員免許を必要とする職業訓練に係る教科については、同等以上の能力を有する一定の者も担当できること。

五、技能検定を受けることができる者に、一定の実務経験を有する者を追加すること。

六、都道府県職業能力開発協会の業務に、職業能力の開発に関する国際協力でその地区内において行われるものについての相談

その他の援助を行うことを追加すること。

七、公共職業能力開発施設等は、その業務の遂行に支障のない範囲内で、外国人研修生等に対しても、職業訓練又は指導員訓練

に準ずる訓練を行うことができるることを明確にすること。

八、国による公共職業能力開発施設以外の施設における職業訓練の実施は、雇用保険法による能力開発事業として行うこと。

九、この法律は、平成五年四月一日から施行すること。ただし、

国による啓発活動並びに外国人研修生等に対する職業訓練等に

準ずる訓練の実施については、公布の日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、労働者の職業能力開発及び向上を促進

するため、公共職業訓練課程を再編し多様で高度な職業訓練を実施するとともに、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定に関する援助の充実等を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、職業訓練体系の見直しとその効果、公共職業訓練施設における円滑な実施体制の確保、技能振興施策の促進、高齢者、女性等の多様なニーズへの対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第五九号)

要旨

本法律案は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために、労働大臣が障害者雇用対策基本方針を策定するとともに、重度身体障害者である短時間労働者等に対する雇用義務等及び身体障害者雇用納付金関係業務の適用についての特例を定める等障害

者各人の障害の種類及び程度に応じた対策を推進するための措置の充実強化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、労働大臣は、今後の障害者雇用対策の総合的かつ計画的・段

階的な展開の在り方について定めた障害者雇用対策基本方針を策定すること。

二、身体障害者雇用状況報告義務が生じる数以上の労働者を雇用する事業主に対し、障害者の雇用を推進する責任者（障害者雇用推進者）の選任努力義務を課すこと。

三、重度化に対応した障害者雇用対策の推進

1 事業主が重度身体障害者を短時間雇用している場合に、当該重度障害者の一人をもって一定数の身体障害者である通常勤務の労働者とみなして雇用率制度等を適用すること。

2 障害者の雇用を継続するための設備の更新等事業主の特別の負担の軽減を図るため、雇用の継続のための助成措置を講ずること。

3 事業主は、障害者である短時間労働者が希望する場合は、その能力に応じ、通常勤務への移行等適切な待遇を行いうよう努めなければならないものとすること。

四、精神薄弱者、精神障害回復者の雇用対策の推進

1 雇用率制度等の適用に当たり、事業主が重度精神薄弱者一

人を雇用している場合において、重度身体障害者と同様にダブルカウントを適用するとともに、三一の重度身体障害者の短時間雇用の特例を重度精神薄弱者の短時間雇用についても、準用すること。

2 職場適応訓練の対象となる種類の精神障害回復者（精神分裂病、そそうつ病又はてんかんを有する者であって症状が安定している者）の雇用について身体障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給対象とすること。

5、事業主の責務について、障害者の雇用の安定を図る努力義務を明らかにすること。

六、職業リハビリテーションの効率的な推進を図るために、日本障害者雇用促進協会の業務に、障害者の雇用に関する国際協力業務を加えること。

七、この法律は、平成四年七月一日から施行すること。ただし、三一及び四一の重度身体障害者及び重度精神薄弱者に対する雇用率制度等の適用（助成金の支給業務に係る部分を除く。）については平成五年四月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、第一

に、労働大臣が障害者雇用対策基本方針を策定すること、第二

に、重度身体障害者については、短時間労働者であっても身体障害者雇用率制度等の対象とすること、第三に、重度精神薄弱者の身体障害者雇用率制度等の適用に当たっては重度身体障害者と同様に取り扱うこと等、障害者各人の障害の種類及び程度に応じた対策を推進するための措置の充実強化を行おうとするものであります。

委員会におきましては、ノーマライゼーションの理念の徹底と啓発活動の強化、雇用率制度及び納付金制度の運用状況と今後の課題、重度障害者、精神薄弱者等の雇用対策の推進等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し全会一致をもつて附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法案（閣法第七九号）

要旨

本法律案は、最近における労働時間の状況及び動向にかんがみ、労働者のゆとりある生活の実現等に資するため、国による労働時間短縮推進計画の策定、企業内の労働時間短縮推進体制の整備、業種ごとの実情に応じた労働時間短縮の推進等の措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、事業主の共同作成に係る労働時間短縮実施計画を労働大臣が承認するに当たっての労働者の意見の聴取について所要の修正がなされている。

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国による労働時間短縮推進計画の策定

1 労働大臣は、労働時間短縮の目標、事業主等に対する指導及び援助に関する事項等を定めた労働時間短縮推進計画の案を作成して、閣議の決定を求めるとともに、決定があつたときは、これを公表しなければならないこと。

2 労働大臣は、必要があると認めるときは、関係団体に対し、労働時間の短縮に関する事項について、必要な要請をすることができること。

一、企業内の労働時間短縮推進体制の整備

- 1 事業主は、労使を構成員とする労働時間短縮措置等を調査審議する委員会を設置する等労働時間の短縮を効果的に実施するために必要な体制の整備に努めなければならないこと。
- 2 委員の指名方法等の一定の要件を満たす労働時間短縮推進委員会が設置されている場合には、労使協定に代えて当該委員会の委員全員の合意による決議によりフレックスタイム制等を行うことができるることとし、当該決議のうち三箇月単位の変形労働時間制、一週間単位の非定型的変形労働時間制及びみなし労働時間制に係るものについては、労働基準監督署への届出を要しないものとすること。
- 3 業種ごとの実情に応じた労働時間短縮の推進（労働時間短縮実施計画の承認制度）

- 1 同一の業種に属する二以上の事業主は、営業時間の短縮、休業日数の増加等の労働時間短縮促進措置の実施に関する、共同して、労働時間短縮実施計画（以下「計画」という。）を作成し、労働大臣及び事業所管大臣に提出して、その計画が適当である旨の承認を受けることができる。
- 2 労働大臣は、計画の承認をしようとするときは、あらかじめ、中央労働基準審議会の意見を聞くものとすること。また、労働大臣は、計画の承認をするに当たっては、労働時間短縮促進措置を実施する事業場の労働者の意見を聞くよう努めるものとすること（衆議院修正による追加）。
- 3 労働大臣及び事業所管大臣は、計画の承認に際して、公正取引委員会と必要な意見調整を行うとともに、計画承認後ににおいて公正取引委員会からの独占禁止法に抵触するおそれがある旨の通知に対し必要な意見を述べることができること。
- 4 労働大臣及び事業所管大臣は、公正取引委員会から計画承認後の3に係る通知を受けた場合において、当該通知に係る承認計画が一定の基準に適合するものでなくなったと認めるときは、当該承認計画の変更を指示し、又はその承認を取り消さなければならないこと。
- 5 労働大臣及び事業所管大臣は、1の承認事業主に対し、助言者の派遣等の必要な援助を行うよう努めるものとし、特に必要があると認めるときは関係事業主に対し、必要な協力を要請することができる。
- 6 三に定める労働大臣及び事業所管大臣の権限は、政令に定めるところにより、その一部を都道府県労働基準局長又は地方支分部局の長若しくは都道府県知事に委任できること。
- 7 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、この法律の施行の日から五年以内に廃止するものとすること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案及び承認案件につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。まず、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法案の主な内容は、労働者のゆとりある生活の実現等に資するため、国が労働時間短縮推進計画を策定するとともに、事業主等による労働時間の短縮に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講じようとするものであります。なお、この法律案は、施行の日から五年以内に廃止するものとされております。

委員会におきましては、年間総実労働時間一八〇〇時間の早期達成、労働基準法の見直し、労働時間短縮推進計画の内容、労働時間短縮実施計画制度の運用、業種別労働時間短縮対策の強化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中理事より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、多数をもつて附帯決議を行いました。次に、議題となりました承認案件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共職業安定所の出張所五箇所を

設置することについて、地方自治法の規定に基づき国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、レディス・ハローワークの運営状況と職員の労働条件等について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもつて原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関する件（閣承認第二号）

要旨

本承認案件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共職業安定所の出張所五箇所（横浜公共職業安定所鶴屋町出張所、神戸公共職業安定所三田出張所、灘公共職業安定所三宮出張所、福岡中央公共職業安定所天神出張所、久留米公共職業安定所大川出張所）を設置することについて、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めるとするものである。

なお、横浜、灘、福岡中央公共職業安定所の出張所は、レディス・ハローワーク事業を専門的に推進する出張所である。

レディ

委員長報告
前ページ参照